

契約可否のチェックシート

建物の所有者※1、居住される方によっては、ご契約できない場合があります。

建物の所有者※1はどなたですか？

どなたがお住まいですか？

○ は、契約可能です
× は、契約できません

スタート

		建物契約※3	動産契約
建物の所有者※1はどなたですか？ ・共済契約者本人(0) ・共済契約者の配偶者(1) ・共済契約者と同一生計の2親等以内の親族※2 (20)	・共済契約者本人(0)	○	○
	・共済契約者の配偶者(1) ・共済契約者と同一生計の2親等以内の親族※2 (20)	○	○
	・共済契約者と別生計の2親等以内の親族(21)	○	×
	上記以外の人だけで住んでいる	×	×
共済契約者と別生計の人 ・共済契約者と別生計の人	・共済契約者本人(0)	×	○
	・共済契約者の配偶者(1) ・共済契約者と同一生計の2親等以内の親族※2 (20)	×	○
	・共済契約者と別生計の2親等以内の親族(21)	×	×
	上記以外の人だけで住んでいる	×	×

注 ()のコードは、契約申込書を記入する際の参考としてください。

※2①の例



※1 建物の所有者に関する留意事項

- ①建物に関する共済金を受け取ることができるのは、建物の所有者に限りです。
- ②り災時の所有者が契約時に告知した所有者と異なる場合は、共済金が支払われないことがあります。

※2 共済契約者と同一生計の2親等以内の親族とは

- ①共済契約者又はその配偶者と同居している2親等以内の親族(左図参照)、あるいは、
- ②共済契約者の所得税法上の控除対象扶養親族として認定されている2親等以内の親族のいずれかです。

※3 建物契約をする際は共済の目的物に当たらない建物を契約してしまうことのないように、契約の際に建物の所有者や居住の事実が確認できる書類等の写しのご提出をお願いすることがあります。

契約者本人(配偶者の場合も同じ)の父母は、住民票上の世帯が別々の場合でも本人(配偶者)と同居しているため、「同一生計の2親等以内の親族(20)」となります。